

阿賀野市条例第2号

阿賀野市監査委員条例の一部を改正する条例

阿賀野市監査委員条例（平成16年阿賀野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第8条及び第10条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。